

上越市告示第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月1日

上越市長 中川 幹 太

1 都市計画の種類

上越都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
上越都市計画区域区分

2 縦覧場所

上越市役所 都市整備部 都市整備課（市役所木田第一庁舎3階）